

「(仮称) 千葉県こども計画」について(案)

1 計画策定の考え方

健康福祉部子育て支援課
令和6年7月18日

【計画策定の趣旨】

国において、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるこども大綱を策定した。

これを受け、県においては、国の大綱を勘案し、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、こども施策の共通の基盤となる新たな計画を策定する。

2 計画の基本理念及び基本の方針

【基本理念】

みんなで支え すべてのこども・若者の可能性を広げる 千葉

【基本の方針】

①こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図る。

②こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとすることも・若者を応援する。

③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく支える。

④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフィベントの双方にチャレンジできるよう支援する。

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

【計画の位置づけ】

- 都道府県こども計画（こども基本法第10条第1項に規定）
- ※本計画はこども基本法第10条第4項に基づき、下記3計画を一体化して策定
 - 千葉県子ども・子育て支援プラン2020
 - 千葉県子どもの貧困対策推進計画
 - 千葉県青少年総合プラン
- ※その他県の関連計画等との整合性を図る。

**【計画期間】 (5年間)
令和7年度～令和11年度**

**【計画の対象】 全ての
こども*・若者と子育て当事者**

* 年齢で区切らず、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者

こども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況

- 少子化の進行
- 困難を抱える子どもの状況
- 子どもの貧困
- 外国にルーツを持つ子どもの状況
- 子育て世帯を取り巻く状況
- 健康の保持・増進
- 子育て支援サービス
- 子どもの安全
- 若者の自立

3 施策体系イメージ

子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、まず、特定のライフステージのみでなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項「ライフステージを通した重要事項」、その次に、ライフステージ別に見た重要事項「ライフステージ別の重要事項」、続いて、「子育て当事者への支援に関する重要事項」を示す。

ライフステージを通した 重要事項（7つの柱）

○子ども・若者の権利擁護の推進

○自分らしく生き抜く力の育成

○子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

○子どもの貧困対策

○障害児支援・医療的ケア児等への支援

○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

○様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

ライフステージ別の 重要事項 (3つの時期)

○子どもの誕生前から幼児期まで

全ての子どもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期

○学童期・思春期

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関りの中で自己のアイデンティティを形成していく時期

○青年期

大学等の進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる時期

子育て当事者への支援に関する重要事項